

## 大阪市告示第870号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和8年7月21日（火）

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年7月3日（金）	午前7時30分から 翌日午前7時まで
	令和8年7月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和8年7月6日（月）から 同月12日（日）まで	午前7時から 午後12時まで
	令和8年7月13日（月）	午前8時30分から 午後11時まで

	令和8年7月14日（火）から 同月18日（土）まで	午前7時から 午後12時まで
	令和8年7月19日（日）から 同月20日（月）まで	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和8年7月21日（火）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年7月22日（水）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年7月25日（土）	午前8時から 午後9時まで
	令和8年7月27日（月）	午前7時から 午後10時まで
	令和8年7月28日（火）から 同月29日（水）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年7月30日（木）から 同月31日（金）まで	午前7時から 午後10時まで
大阪府中央体育館 第2体育場	令和8年7月1日（水）から 同月2日（木）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年7月22日（水）	午前8時から 午後9時まで
	令和8年7月27日（月）から 同月31日（金）まで	午前7時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）